



## 季節労働者

### COVID-19 の検査と治療

ビザが無い状態であったり、自分のビザの滞在資格や状態を正確に把握していない場合でも、公衆衛生に関する指示には従わなければなりません。体調が悪いときは診察を受け、COVID-19（新型コロナウイルス）の検査を受けてください。

州・準州政府は、無料のコロナウイルス検査および治療を提供しています。

- [ACT（首都特別地域）](#)
- [ニュー・サウス・ウェールズ州](#)
- [北部準州](#)
- [クイーンズランド州](#)
- [南オーストラリア州](#)
- [タスマニア州](#)
- [ビクトリア州](#)
- [西オーストラリア州](#)

### 季節労働者もしくは太平洋諸国労働者スキームに基づく労働者

#### 太平洋諸国労働者スキームにおけるサブクラス 403 ビザ保有者

当該ビザ保有者とその雇用主が外務貿易省からこのスキームに参加するための公認を受けていれば、そのビザ保有者は、あらためて現在のものとは別の[太平洋諸国労働者スキームにおけるサブクラス 403 ビザ](#)を申請することができます。このビザは、保有者が自国に帰国することが可能になるまでの間、オーストラリアに合法的に滞在し、就労も継続できるようにするものです。

#### 季節労働者プログラムにおけるサブクラス 403 ビザ保有者

このビザを延長することはできませんが、オーストラリア政府は COVID-19 対策として重要産業に就労している方を対象とした新たな施策を導入しました。

以下の条件に該当する方は、[Temporary Activity \[一時活動\]（サブクラス 408）Australian Government Endorsed Event（AGEE）Stream（COVID-19 Pandemic event visa）](#) [[オーストラリア政府公認事業（AGEE）（COVID-19 パンデミックイベント）](#)] ビザの申請資格を有している可能性があります：

- ビザが 28 日以内に失効する
- 既にビザが失効しているが、まだ失効から 28 日以内である
- オーストラリアから出国できない

- 医療ケア、高齢者および障害者介護、幼児保育産業、または農業・食品加工業などの、COVID-19 対応における重要産業に就労している

このビザは、保有者が自国に帰国することが可能になるまでの間、オーストラリアに合法的に滞在し、就労も継続できるようにするものです。季節労働者プログラムおよび太平洋諸国労働者スキームを対象とした取り決めは、雇用主に関するものも含めて、新たなビザの取り決めにも引き継がれることとなります。

## 別の雇用主のもとでの就労

季節労働者プログラムまたは太平洋諸国労働者スキームに基づく労働者については、単一のスポンサー／認定雇用主のもとでのみ就労を許可されていますが、内務省が雇用主を変更する許可を与えている場合は例外となります。

COVID-19 の影響期間中は、複数のスポンサー／認定雇用主間を行き来することが認められます。複数のスポンサー／雇用主間を行き来する必要がある方については、当該ビザ保有者の雇用主が以下の政府機関に通知しなければなりません：

- 当該ビザ保有者が季節労働者の場合は、**Department of Education, Skills and Employment** [教育・技能・雇用省]
- 当該ビザ保有者が太平洋諸国労働者スキームに基づいて就労している場合は、**Department of Foreign Affairs and Trade** [外務貿易省]

上記の暫定措置のもとでも、雇用主にはこれまで同様に、該当するオーストラリアの労働現場関連法に従うことが義務付けられており、当該ビザ保有者は引き続き、オーストラリアの労働現場関連法の下で他のすべての従業員と同じ権利を有することとなります。

## ビザ条件 8503（滞在延長不可）

COVID-19 の影響期間中の季節労働者プログラムでのサブクラス 403 ビザ保有者については、当該ビザに適用されるビザ条件 8503（**No Further Stay** [滞在延長不可]）は自動的に無効となり、[COVID-19 パンデミック イベントビザ](#)を申請できる状態となります。

当該ビザ保有者は、ビザ条件 8503 の無効化を申請する必要はありません。

## 既存のビザでの滞在期間

既に発給されているビザの滞在期間を延長することはできません。認められている滞在期間が満了する時点で当該ビザ保有者がまだオーストラリア国内にいる場合、その時点で当該ビザは失効します。滞在期間が満了する前にオーストラリアを出国することができない方は、オーストラリアを出国することができるようになるまで合法的な滞在を継続するために、新たに別のビザを申請してください。

自らが置かれている状況については、雇用主とも協議するようにしましょう。教育・技能・雇用省は認定雇用主と協力して、季節労働者に継続的な就労機会をもたらすこと、そして季節労働者が安全に暮らし、支援も受けられていることを徹底しています。

**Visitor Visa** [訪問ビザ]を含む別の新しいビザの要件を満たすことができない方は、[COVID-19 パンデミック イベントビザ](#)の申請資格を有している可能性があります。

この場合、なぜ他のビザの要件を満たすことができないのかを証明する必要があります。こうした証明としては、追加の **VAC**（**Visa Application Charge**：ビザ申請料金）を支払うための十分な資金にアクセスすることができないという供述および証明書類等が含まれます。

## 自己隔離義務

すべてのビザ保有者は、対人距離の維持（ソーシャル・ディスタンシング）や自己隔離を含む、COVID-19（新型コロナウイルス）対策の医療・保健施策にすべて従わなければなりません。

COVID-19の感染拡大を管理・抑制するための、農業に従事する一時滞在ビザ保有者の検疫・自己隔離義務については、州・準州政府が管轄しています。

内務省は州・準州政府からの照会を受け付けており、これにより、公衆衛生および検疫法に従わないビザ保有者が受け入れ難い医療・保健上のリスクをもたらす場合に、当該ビザ保有者のビザ取り消しを検討できるようになっています。

各州・準州の法律に関する情報は、以下のリンクにて確認できます：

- 首都特別地域 (ACT) - <https://www.health.act.gov.au/>
- ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW) - <https://www.health.nsw.gov.au/Pages/default.aspx>
- ビクトリア州 (VIC) - <https://www.dhhs.vic.gov.au/>
- クイーンズランド州 (QLD) - <https://www.health.qld.gov.au/>
- 西オーストラリア州 (WA) - <https://www.health.wa.gov.au/>
- 南オーストラリア州 (SA) - <https://www.sahealth.sa.gov.au/>
- 北部準州 (NT) - <https://health.nt.gov.au/>
- タスマニア州 (TAS) - <https://dhhs.tas.gov.au/>

## 経済的に困難な状況に陥っているビザ保有者

自身の生活を支えることができない方は、可能であれば自国への帰国を手配するよう強く推奨されています。

当座の生活費をまかなえない方は、2019/2020年度中に最大 10,000 ドルまでの自身のオーストラリアのスーパーアニュエーション（退職年金）を非課税で受給することができる可能性があります。